

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：福祉職４種（女性相談員）子育て支援給付課】

令和８年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

１ 募集人数 １人

２ 募集職種 福祉職４種（女性相談員） 子育て支援給付課

３ 業務内容

女性からの様々な相談対応及び自立支援業務（配偶者等からの暴力（DV）、母子家庭相談を含む）

(1)市民や各機関からの電話、窓口相談対応

(2)関係機関との連絡調整、訪問等（公用車の運転あり）

(3)記録・文書作成業務等事務全般

(4)パソコンを使った資料作成、システム入力等

【業務内容の変更範囲】：なし

４ 募集対象

下記の(1)から(4)のいずれかに該当し、(5)の資格を有し、(6)の技能があること。相談業務の経験があればなお良い。

(1)社会福祉士又は精神保健福祉士

(2)社会福祉主事として２年以上家庭福祉事業もしくは児童福祉事業に従事したもの

(3)学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、家庭福祉、児童福祉、社会福祉、生活福祉、教育学もしくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業したもの

(4)(1)から(3)に準ずるものであって、女性相談員として必要な学識経験を有するもの

(5)普通自動車運転免許（AT車限定可・実際に運転ができること・免許取得後１年以上経過）

(6)パソコン基本操作（ワード・エクセル）ができること

◎地方公務員法第１６条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

５ 応募受付期間

随時

６ 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付時間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

②写真を添付した履歴書

③資格、免許保有者は資格免許の写し

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市こども未来部子育て支援給付課「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-528-2686

7 選考日時及び選考会場

応募受付時に連絡します。

8 選考方法

面接試験及び小論文試験 ※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、面接後7日以内に、可否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	任用開始日から令和9年3月31日まで ※採用後1ヶ月(実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長)は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	原則あり（翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。）
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市役所本庁 こども未来部子育て支援給付課 【勤務地変更の可能性】なし
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇は任用期間に応じて付与（再度の任用があった場合は年11日） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週35時間勤務（1日7時間×週5日）9時～17時 休憩60分 ※業務の必要上やむを得ないと認められる場合、所定勤務時間を超え勤務を命ずる場合があります。
基本給	週35時間勤務 月額243,578円 ～ 254,991円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	令和8年度の期末勤勉手当については、任用期間が6月に満たないため支給されませんが、再度の任用があった場合は、年2回年間最大4.65月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月額75,000円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	給与等支給日：当月20日 勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。